

Ⅲ. 劉憲権*

中国におけるクレジットカード犯罪に関する 刑事立法の発展及び完備¹⁾²⁾

張 小 寧** (訳)

目 次

1. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の発展の概況
 - (1) 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の過程について
 - (2) 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の特徴について
2. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の完備
 - (1) クレジットカードの意味
 - (2) クレジットカード犯罪に関する組織体の刑事責任の新設
 - (3) 悪意の当座貸越し行為を独立の犯罪として定めること
 - (4) ネット上のクレジットカード犯罪に関する刑法規定の完備

中国では、信用取引の発展にともない、クレジットカードによる犯罪も多発する状態になっている。刑事立法では、クレジットカード犯罪について詳しく規定しているが、以下の四つの側面で不備などところがある。すなわち、(1) クレジットカードの概念に関する規定が不明であること、(2) クレジットカード詐欺罪において組織体の刑事責任に関する規定がないこと、(3) 悪意の当座貸越し行為を独立に犯罪として定めていないこと、(4) ネット上のクレジットカード犯罪について特別な刑法規範を定めていないこと、である。したがって、本稿は、以上の問題点を中心として、中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の発展及び完備について検討する。

* りゅう・けんけん 華東政法大学法律学部教授

** ちょう・しょうねい 山東大学(威海)法学部講師

1) 本稿は、中国の国家社会科学研究費である「クレジットカードに関わる犯罪についての研究」(研究費番号: 11BFX107)の段階的研究成果である。

2) 中国語にいう「完備」とは、十分にそろっていることを意味する。適切な訳語が見つからないので、さしあたり、そのまま「完備」と訳すことにする。

1. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する 刑事立法の発展の概況

(1) 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の過程について

中国では、初めての刑法典は1979年7月6日に発布されたものである。クレジットカードを初めて発行したのは1985年である。クレジットカード詐欺行為が出現したのは1980年代後期であり、クレジットカード偽造行為の出現より遅い。その後、外国のクレジットカードによる詐欺行為も摘発された。当時の詐欺の方法は簡単であり、主たるものは偽造のクレジットカードを利用し詐欺することであった。クレジットカードの普及にともない、クレジットカードによる犯罪も大量に出現する。外国人が中国法のクレジットカードに関する制度の不備を利用し、偽造または無効なクレジットカードを使って詐欺行為を行った事件があり、また、中国人が無効なクレジットカードを利用し、他人のクレジットカードを盗用し、または悪意の当座貸越し行為を行ったこともある。

以上の行為を規制するため、1985年1月、最高人民検察院は、司法解釈の方式で「上海市人民検察院による『クレジットカード利用詐欺活動の処理に関する意見』の転送に関する通知」を発布した。当該通知は、上海市人民検察院によるクレジットカード利用詐欺事件に関する見解を転送し許可して、以下のことを定めている。すなわち、偽造のクレジットカード、不法の手段で手に入れた他人のクレジットカードまたは取消し名簿に書かれたクレジットカードを所持し、中国において外貨を騙取し、その額が高く、情状が厳しい場合、刑事責任を追及すべきこと、また、計画的に団体で入境し、クレジットカードを利用し、真実を隠匿しまたは虚偽の事実を真実と装い、外貨を騙取し、その額が高い場合、刑事責任を追及すべきこと、また、その額は高いが、情状が悪くなく、中国において他の違法行為もない場合、刑事責任を追及しなくともよいこと、もっとも、カード会社が国外で訴えれば、当地の法律により処理すべきこと、中国銀行またはカード会社がカード所持者に損害の賠償を請求する場合、民事訴訟の手続きにより処理すべきこと、公安機関の協力が必要である場合、公安機関は協力すべきこと、などである。しかし、当時は、中国刑法はクレジットカード詐欺罪を定めていなかったため、以上の行為について、類推規定³⁾にしたがい、詐欺罪として罪を定め処罰した。

3) 79年刑法の79条は以下のように規定していた。すなわち、本法の各則において明文で定めていない罪について、本法の各則における最も類似している条文により罪を定め

1990年代から、無効なクレジットカードを利用する行為、他人のクレジットカードを盗用する行為、悪意の当座貸越し行為が出現し、しかも、中国人が外国人と共に謀しクレジットカード詐欺行為を行う事件も多くなった。それは、中国の始まったばかりの信用産業に大きな損害を与えた。以上の財産侵害の方法は新しいものであり、司法実務ではその見解が統一されていなかったため、1995年4月20日、最高人民法院と最高人民検察院は「クレジットカード利用詐欺罪事件の処理の法律の具体的適用問題に関する解釈」を共同で発布した。当該解釈は、クレジットカード利用詐欺行為の方法及び処理について明確に規定しているため、クレジットカード詐欺活動に対する効果的規制に司法的根拠を提供している。しかし、クレジットカード詐欺は普通の詐欺と異なり、しかも、金融業界において新たな詐欺行為がますます出てきたため、1995年6月30日、全国人民代表大会常務委員会は、「金融秩序破壊罪の懲罰に関する決定」（以下は、「95年決定」と略す）という単行刑法を制定した。この95年決定は、クレジットカード偽造罪を金融証券偽造変造罪の一種として定め、クレジットカード詐欺罪の四つの情状を明らかに規定している。これは、中国法においてクレジットカード詐欺罪を独立に初めて規定したものである。その後、1996年12月16日、最高人民法院は、「詐欺事件審理の法律の具体的適用の問題に関する解釈」を発布し、クレジットカード詐欺罪の額について説明するとともに、悪意の当座貸越しの定義及びその額の計算等について詳しく規定している。翌年制定された現行刑法は以上の規定内容を参考にし、クレジットカード偽造罪、クレジットカード詐欺罪について明確に規定している。現行刑法の適用のため、2001年、最高人民検察院と公安部は、司法解釈である「経済犯罪事件の追訴基準に関する規定」⁴⁾においてクレジットカード犯罪の具体的基準を説明した。

2004年12月19日、全国人民代表大会常務委員会は、立法解釈である「中華人民共和国刑法におけるクレジットカードの規定に関する解釈」を制定した。当該立法解釈により、刑法におけるクレジットカードは、商業銀行またはその他の金融機関で発行される消費支払い・信用貸付け・振替決算・現金預入等の全部または一部の機

↘ 処罰することができる、ただし、最高人民法院に報告し許可を得るべきである、と。学界はこの条文を「類推規定」と述べている。その後、97年刑法すなわち現行刑法はこの条文を廃止した。

4) 当該司法解釈は2010年5月7日に廃止された。というのも、2010年5月7日、最高人民検察院と公安部による「公安機関の管轄する刑事事件の立件基準に関する規定(二)」は、以上の司法解釈に替わりクレジットカード犯罪の適用基準について新たに説明しているからである。

能がある電子支払いカードである。当該解釈は、クレジットカードの性格及び範囲に関する理解を統一し、司法実務におけるクレジットカード犯罪に関する理解の混乱状況を効果的に解決した⁵⁾。

2005年2月28日、全国人民代表大会常務委員会による「刑法改正案五」は、刑法177条の後に177条の1を増設し、「クレジットカード管理妨害罪」と「クレジットカード情報窃取買付不法提供罪」を定めている。当該条項は、偽造のクレジットカードの所持と運搬行為を犯罪として規定している。また、虚偽の身分証明書を用いて取得されたクレジットカードを使って消費または現金を引き出す行為について、「刑法改正案五」は、クレジットカード詐欺罪の一種類と定めている。以上の行為を行う者の不法領得の目的は明らかであるため、クレジットカード詐欺罪と定めることは必要であると思われる。

2009年2月28日、「刑法改正案七」は、刑法253条の1を増設し、「国民個人情報売買不法提供罪」、「国民個人情報不法取得罪」を規定した。これは、クレジットカード所持者の個人情報を刑法の保護範囲に初めて入れたものである。

司法解釈の側面では、2009年12月3日、最高人民法院と最高人民検察院は「クレジットカード管理妨害罪処理の法律の具体的適用の問題に関する解釈」を共同で発布した。当該司法解釈は、クレジットカードの虚偽申込み、クレジットカード詐欺等の具体的問題について、詳しく説明しているため、クレジットカード犯罪に関する法律の適用に明確かつ具体的根拠を与えている。

(2) 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の特徴について

以上の立法過程を見ると、中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法には以下の特徴がある。すなわち、

I. クレジットカード犯罪に関する刑事立法は中国の経済発達地域から始まる。中華人民共和国は、成立してから長い間計画経済体制を採用していたため、市場経済に基づく金融市場が存在しなかった。それゆえ、金融業に関する刑法規範は十分ではなかった。例えば、1979年刑法ではクレジットカード犯罪に関する規定はなかったのである。1980年代から、クレジットカードの使用が始まるにともない、クレジットカード詐欺行為は経済発達地域、たとえば上海で出現した。刑法規定がなかったため、司法機関は処罰しにくい状態であった。この問題を解決するため、先に述べたように、1985年1月15日、最高人民検察院は、上海市人民検察院の処罰見

5) 劉憲權・張宏虹「クレジットカード犯罪に関する刑法改正案及び立法解釈についての分析」犯罪研究2005年3号。

解を司法解釈の形で発布した⁶⁾。当該司法解釈は、中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法史では本源的な意味があると思われる。

Ⅱ. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の体系は、クレジットカード犯罪の形態の多様化したがつて作られた。すなわち、無効なクレジットカードの使用、他人のクレジットカードの盗用、または悪意の当座貸越し等の行為が出現してから、立法上では「95年決定」が独立のクレジットカード詐欺罪を明確に定めた。2000年以來、クレジットカード市場の急速な発展にともない、クレジットカード犯罪は組織化、専門化してゆく。それに対応するため、「刑法修正案五」はさらに詳しく説明している。その後、クレジットカードに関する個人情報の濫用問題を規制するため、「刑法修正案七」はクレジットカード所持者の個人情報の濫用行為を犯罪として定めた。まとめていえば、中国の金融市場の発展にともない、かつ、クレジットカード犯罪の多様化に対応するため、中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の体系はますます完備してゆく。

Ⅲ. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法は、積極的かつ穏やかな刑法理念を表している。中国における刑事立法の金融市場への介入はますます拡大し、しかも深化する過程にある。この過程は、クレジットカード犯罪に関する刑事立法の完備化の過程であり、刑法という手段により金融市場に介入しこれをコントロールする過程でもある。この立法態勢は、立法者の積極的かつ穏やかな刑法理念の反映である。

Ⅳ. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法は、厳しい処罰と経済的な処罰の趣旨を表している。すなわち、まず、その法定刑は高い。大多数の法定刑は5年以下の有期徒刑であり、少数のものは3年以上10年以下の有期徒刑である。それは、クレジットカード犯罪の社会危害性を重視し、クレジットカード犯罪に対して厳しく処罰するという立法趣旨を表している。次に、現行刑法におけるクレジットカード犯罪に関する立法は財産刑を重視している。大多数のクレジットカード犯罪に関する条文では罰金刑を定めており、金融証券偽造変造罪とクレジットカード詐欺罪では財産の没収を定めている。それは、経済的な処罰によりクレジットカード犯罪を規制し、その不法所得を剥奪し、刑罰の一般予防機能を發揮する趣旨を表している。現行刑法におけるクレジットカード犯罪に関する刑事立法の趣旨と言える。

6) 当該司法解釈は、2002年2月25日の最高人民検察院による「一部の司法解釈と規範的書類の廃止に関する決定」により廃止された。というのも、当該司法解釈における問題は刑法196条において明らかに規定されているからである。

2. 中国におけるクレジットカード犯罪に関する 刑事立法の完備

クレジットカード市場におけるリスクのコントロールとクレジットカード所持者の利益の保護にとって、クレジットカード犯罪に関する刑法規範は最終的保障である。刑法による保障は犯罪者の自由の剥奪及び罰金の徴収等の厳しい強制力がある。そのため、刑事立法の制度の完備によりクレジットカード犯罪を規制することについて、さらに検討すべきであると思われる。

(1) クレジットカードの意味

中国刑法におけるクレジットカード犯罪の「クレジットカード」の意味は、金融業務における「クレジットカード」と異なっている。2004年12月29日の立法解釈によって、刑法における「クレジットカード」とは、商業銀行またはその他の金融機関によって発行される消費支払い・信用貸付け・振替決算・現金預入等の全部または一部の機能がある電子支払いカードである。したがって、刑法における「クレジットカード」の範囲は金融業務における「クレジットカード」の範囲よりはるかに広い。しかし、刑法におけるクレジットカードの意味は明確でない。例えば、177条の1のクレジットカード管理妨害罪では偽造の白地クレジットカード所持・運搬行為を定めているのに対して、177条の金融証券偽造罪におけるクレジットカード偽造行為では白地クレジットカード偽造行為を定めていない。したがって、白地クレジットカードの偽造行為を犯罪と認めるか否かという問題について、現行刑法は明確に説明していないのである。また、「刑法改正案五」は、クレジットカード管理妨害罪において偽造のクレジットカードの所持・運搬行為と偽造の白地クレジットカードの所持・運搬行為を並立して規定している。そのため、刑法177条のクレジットカードの偽造は白地クレジットカードの偽造を含まないものと思われる。刑法における罪名ごとに、クレジットカードの意味は異なっている。すなわち、一方で白地クレジットカードを含めるクレジットカードがあり、他方で白地クレジットカードを含まないクレジットカードもある。刑法をよりよく適用するため、刑法の文言を統一すべきであると思われる。

また、司法実務の視角から見れば、白地クレジットカードの偽造行為はよくあり、その社会危害性も厳しく、しかも、刑法は偽造の白地クレジットカード所持・運搬行為をクレジットカード管理妨害罪に入れているため、白地クレジットカード

偽造行為をもクレジットカード偽造罪に入れるべきである。その他の理由としては、偽造行為の危害性は所持・運搬行為よりはるかに厳しく、白地クレジットカードの所持・運搬行為を犯罪と認める以上、白地クレジットカードの偽造行為を犯罪と認めないわけにはゆかないということがある。そのため、2009年12月3日の司法解释の1条2項は、「白地クレジットカードを10枚以上偽造する場合、刑法177条1項4号における『クレジットカードの偽造』と認定し、金融証券偽造罪として罪を定め処罰すべきである。」と説明している。しかし、これは、立法のものと趣旨に反し、白地クレジットカードの偽造行為をクレジットカード偽造行為に無理に入れていると思われる。刑法解釈の厳密性からすれば、刑法177条の1の規定内容を参考にし、刑法177条1項4号の文言を「クレジットカードを偽造しまたは白地クレジットカードを偽造すること」に改正するほうがよいであろう。これこそが罪刑法定主義の要請であろう。

（2）クレジットカード犯罪に関する組織体の刑事責任の新設

金融犯罪に対して組織体の刑事責任を大量に設置することは、1997年刑法の特徴である。経済秩序の維持のため、金融市場の主体である組織体の行為は規制の対象であるべきである。しかし、クレジットカード詐欺罪とクレジットカード管理妨害罪等のクレジットカード犯罪では、組織体の刑事責任に関する条項はない。司法実務では、組織体によるクレジットカード犯罪が出現している。主な手口は、組織体のクレジットカードの所持者が組織体の意思にしたがい組織体のため悪意の当座貸越し行為または他の詐欺行為を行うことである。組織体によるクレジットカード詐欺行為について、「銀行カード業務管理方法」45条により、カード名義人が個人である場合、毎回の当座貸越しの金額は2万円を超えてはならず、その名義人が組織体である場合、毎回の当座貸越しの金額は5万円を超えてはならない。また、カード名義人が個人である場合、毎月の当座貸越しの金額は5万円を超えてはならず、その名義人が組織体である場合、毎月の当座貸越しの金額はカード会社が当該組織体への総合的信用額の3%を超えてはならず、総合的信用額がなければ、10万円を超えてはならない。したがって、組織体の当座貸越し金額は個人の貸越し金額より高いのである⁷⁾。しかし、刑法規定では、個人によるクレジットカード詐欺罪と組織体によるクレジットカード詐欺罪を区別して定めていない。また、「刑法修正案五」により新設されたクレジットカード情報の窃取・買付・不法提供行為では、組

7) 張建・陳邑嶺「クレジットカード詐欺罪の主体としての組織体の新設に関する考察」
犯罪研究2006年2号。

組織体の刑事責任に関する規定はないのである。しかも、「刑法改正案七」により新設された他人の個人情報の販売・不法提供罪及び他人の個人情報の不法獲得罪は、以上の組織体によるクレジットカード情報の窃取・買付・不法提供行為を規制できない。したがって、クレジットカード詐欺罪、クレジットカード管理妨害罪について、組織体の刑事責任に関する規定を新設するほうがよいと思われる。詳しくいえば、その理由は以下のとおりである。

I. 社会危害性の側面では、会社等の組織体であろうとまたは個人であろうと、クレジットカード詐欺行為及びクレジットカード管理妨害行為の社会危害性はある。ところで、刑法において組織体によるクレジットカード詐欺罪及びクレジットカード管理妨害罪を定めていないのは、刑法を制定した際、以上の犯罪が珍しかったであるからである。しかし、近年、信用取引の発展にともない、クレジットカードを利用し不法の融資を行う行為が頻発している。そのゆえ、組織体によるクレジットカード詐欺罪等も大量に出てきた。以上の「銀行カード管理方法」により、組織体はクレジットカードをもらうことができ、しかも、その当座貸越し金額も個人の貸越し金額より高いため、組織体によるクレジットカード詐欺罪の社会危害性は個人による犯罪より深刻なのである⁸⁾。個人によるクレジットカード詐欺行為等が罪になる原因は、当該行為が社会主義市場経済の管理秩序を破壊し、公共財産または個人財産の所有権を侵害し、重大な社会危害性を有するからである。個人によるクレジットカード詐欺罪と比べて、組織体による犯罪はより隠蔽的であり、しかも、その危害性もより深刻である⁹⁾。

II. 刑法規範の関係から見れば、刑法177条の金融証券偽造変造罪では自然人と組織体の刑事責任を規定している。それと異なり、196条のクレジットカード詐欺罪と177条の1のクレジットカード管理妨害罪では組織体の刑事責任を規定していない。そのゆえ、条文の間で不調和が出てきた。また、金融犯罪または経済犯罪の全体から見れば、刑法各則第三章の「社会主義市場経済秩序破壊罪」の大多数の犯罪では、組織体の刑事責任を規定している。そのため、クレジットカード詐欺罪のみが組織体の刑事責任を規定していないことは、立法上の不調和を引き起こす¹⁰⁾。クレジットカード管理妨害罪が組織体の刑事責任を規定していないことは、この不調和をさらに深める。

8) 李大槐「クレジットカード詐欺罪に関する立法上の調和の必要性」検察日報2008年8月12日3頁。

9) 孫軍工『金融詐欺罪』（中国人民公安大学出版社，1999年）172頁。

10) 王晨『詐欺犯罪の研究』（中国：人民法院出版社，2003年）224頁。

ゆえに、組織体によるクレジットカード詐欺行為及びクレジットカード管理妨害行為の実際状況に対応するため、刑法196条のクレジットカード詐欺罪と177条の1のクレジットカード管理妨害罪では組織体の刑事責任を定めるべきである。

（3）悪意の当座貸越し行為を独立の犯罪として定めること

中国刑法196条は、悪意の当座貸越し行為をクレジットカード詐欺罪の第四類型と定めており、しかも、その2項は悪意の当座貸越し行為の定義について詳しく説明している。刑法において悪意の当座貸越し行為をクレジットカード詐欺罪の一種と認定する以上、この法規定により処理すべきである。もっとも、学説では、悪意の当座貸越し行為の位置づけについて、異論がないわけではない。例えば、「現在の立法体制が悪意の当座貸越し行為によるクレジットカード詐欺罪と伝統的クレジットカード詐欺罪とを並列して同じ罪と認めることは、両者の固有の区別を見過ごしており、裁く側の認識の不統一と量刑の不一致を引き起こしやすい。そのため、国際立法例を参考し、悪意の当座貸越し罪を独立させて、『クレジットカード濫用罪』として規定すべきである。¹¹⁾」という見解がある。悪意の当座貸越し行為がクレジットカード詐欺罪に該当する構成要件を分析し、しかも、当該行為とほかの三種類のクレジットカード詐欺行為とを比較すれば、当該行為は特別の構成要件要素及び特徴があると思われる。そのため、刑法において独立の罪を定めるべきである。その主な理由は以下のとおりである。

I. 悪意の当座貸越し行為とほかのクレジットカード詐欺行為との間には本質的な相違がある。すなわち、① 悪意の当座貸越し行為の行為者は法定手続きによりクレジットカードをもらっている。すなわち、その所持者は適法にクレジットカードを所持している。この「カードは真正であり、その所持者は真実である」場合、悪意の当座貸越し行為の危害性は大きくなく、通常金融機関のみに損害を与える。それと異なり、伝統的クレジットカード詐欺は、偽造のクレジットカードの使用、無効のクレジットカードの使用、他人のクレジットカードの盗用及び虚偽の身分証明書を利用し取得したクレジットカードを使用する行為である。以上の四種類の行為のうち、偽造のクレジットカードの使用行為と無効のクレジットカードの使用行為は、「カードは虚偽であり、その所持者は虚偽である」状況であるのに対して、他人のクレジットカードの盗用行為と虚偽の身分証明書を利用し取得したクレジットカードの使用行為は、「カードは真正であり、その所持者は虚偽である」状況で

11) 李小文・張亮「悪意の当座貸越しと伝統的クレジットカード詐欺行為の並立に関する分析」犯罪研究2010年3号。

ある。そのゆえ、行為者は金融機関と適法な関係がないため、金融機関及びほかの者に大きな損害を与える。② 悪意の当座貸越しの行為者は、事実の虚構または真実の隠し立てという詐欺の構成要素を行っていない。悪意の当座貸越しの行為者は、クレジットカードの申込みから悪意の当座貸越しまで、真実な身分で、しかも、金融取引システムのコントロールの下で行っている。そのため、摘発はより簡単である。それと異なり、伝統的クレジットカード詐欺行為は、事実の虚構または真実の隠し立て等の方式により行われているため、行為者の真実の身分を発見することは難しい。そのため、摘発もより困難である。司法職務のコストから見れば、両行為の社会危害性にも顕著な相違がある。

Ⅱ. 悪意の当座貸越し行為はその刑事責任とその民事責任を区別し、しかも、民事責任から刑事責任に変わる状態がある。すなわち、刑法理論によれば、ある行為は、刑法における危害程度に達すれば、犯罪に該当し、その危害程度に達さなければ、民事不法行為または行政違法行為にしかない。法規定によると、悪意の当座貸越しを実行する場合、刑事責任を負う可能性はあるが、民事責任を負う可能性もある。すなわち、刑法196条2項により、クレジットカードの所持者は、不法領得の目的で、規定された金額または期限を超過して当座貸越しをし、クレジットカードを発行する銀行の請求を受けたにもかかわらず、なおこれを返還しない場合、犯罪になる。すなわち、規定された金額または期限を超過しなければ、罪にならないのである。その金額または期限については、「クレジットカード管理妨害罪に関する解釈」6条3項によれば、当座貸越しの金額が1万円を超え、または、期限を越えるためカード銀行の請求を二回受けてから3か月以上超過する場合、悪意の当座貸越しに該当する。ただし、この規定内容については、異論がないわけではない。例えば、刑法における「悪意の当座貸越しの金額」は、元金だけであるか、または利息、滞納金、手続き費用等を含めるか。また、銀行の請求金額と悪意の当座貸越しの金額が一致しない場合、どの金額を基準とすべきであるか。また、当座貸越しになったが期限がまだ過ぎない金額を悪意の当座貸越しに入れるべきであるか¹²⁾。また、銀行の請求を受けた後一部しか返還しない場合、悪意の当座貸越しに該当すべきか。以上の問題について、法律規定と刑法理論を合わせてさらに分析すべきである。

Ⅲ. 司法実務の調査データによると、悪意の当座貸越し事件は、クレジットカード詐欺事件の大多数を占めている。上海の犯罪状況を例とすれば、上海の各級法院

12) 肖晚祥「悪意の当座貸越し式のクレジットカード詐欺罪の認定に関する新たな問題」法学2011年6号。

が受理したクレジットカード詐欺事件は、178件（2006年）、235件（2007年）、379件（2008年）、651件（2009年）、948件（2010年）であり、年度上昇率は、32.02%、61.29%、71.76%、45.62%である。そのうち、90%以上の事件は悪意の当座貸越しによるクレジットカード詐欺事件である¹³⁾。また、2011年度、上海の各級法院が受理した1013件のクレジットカード犯罪事件のうち、クレジットカード詐欺事件は955件である。クレジットカード詐欺事件のうち、大多数は悪意の当座貸越し事件である¹⁴⁾。すなわち、クレジットカード詐欺犯罪のうち、大多数は悪意の当座貸越し行為による犯罪である。そのため、当該行為を独立に犯罪と定めるべきであろう。

（4） ネット上のクレジットカード犯罪に関する刑法規定の完備

ネット上のクレジットカード犯罪とは、行為者がコンピューター・ネット及びネット上の支払い機能を有するカードを利用し詐欺行為を行い、クレジットカード管理妨害に当たる行為である。例えば、クレジットカードに関する資料を管理するコンピューター情報システムに侵入して、クレジットカード情報を窃取し、他人のクレジットカードの暗証番号を窃取しまたは複写することである。先に述べたように、クレジットカード犯罪に関する刑事政策は、ネット上の犯罪に対応する処罰及び予防政策を作るべきである。

具体的にいえば、中国刑法においては、ネット上のクレジットカード犯罪の特徴に対応した特別の刑法規範を設置していない。刑法287条は、「コンピューターを利用して、金融詐欺等の罪を犯したときは、本法の関係規定により罪を認定し、処罰する。」と規定しているが、現行法では、ネットを利用してクレジットカード犯罪を行うことは、クレジットカード犯罪に関する刑法規定によっては処罰されないのである。例えば、刑法177条の1の2項は、他人のクレジットカードの情報を窃取し、買付け、または不法提供するときは、クレジットカード情報窃取買付不法提供罪に該当するとしている。それゆえ、行為者はネットを利用してクレジットカード所持者の名前、口座番号または暗証番号を窃取するとき、クレジットカード情報窃取罪に該当する。しかし、行為者がそれ以外の情報を窃取すれば、刑法177条の1の2項を直接に適用して処罰することはできないのである。それについて、刑法287条は、「本法の関係規定により罪を定め、処罰する。」とのみ規定しているため、

13) 肖晚祥「悪意の当座貸越し式のクレジットカード詐欺罪の認定に関する新たな問題」法学2011年6号。

14) 上海市高级人民法院による『2011年度金融裁判白書』。

実際には規制できない状態である。

したがって、金融機関または金融機関の顧客のコンピューター情報システムに侵入してクレジットカードに関する資料または情報を取得する行為について、刑法 285条のコンピューター情報システム不法侵入罪に取り入れるべきである。また、「コンピューターウイルス等の破壊的システムを故意に作り、伝播して、金融機関、金融機関の顧客、クレジットカードに関する情報安全に影響を与える行為」を刑法 286条のコンピューター情報システム破壊罪に取り入れるべきである。